

議 長 日程第5「認定第2号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは、説明させていただきます。松田町の平成29年度末の人口は1万962人でした。国保被保険者は3,000人を割り、人口の4分の1強、2,783人となっております。さらに国保加入者の約5割が65歳という状況でございます。歳入では、景気は回復傾向にあるものの、税制改革の影響によりまして平成28年分の町民所得が減少し、それが国保税にも影響しております。これに対し、歳出では有病率の高い高齢者の増加や医療技術の進歩等に伴う医療費は高めに推移しております。こうした中で、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保するため、平成24年度には国保税の14.2%の税率改定を行い、また昨年度、平成29年度には14.3%の税率改定を行わせていただきました。また、税務課と連携をとり、税の収納率の向上及び強化を図り、さらに保健事業では、子育て健康課に預託し、生活習慣病予防のための特定健診、特定保健指導事業を行い、病気の早期発見・早期治療に努め、データヘルス計画の策定を進めております。平成30年4月には国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入いたしました。平成29年度につきましては、県とともにその準備を進め、町においては国保事業費納付金制度への移行に関して国保運営協議会に諮ってまいりました。

さて、平成29年度の決算額でございます。206ページ、実質収支に関する調書をお開きください。1の歳入総額が17億2,946万5,426円、前年度比較2.2%の増。2の歳出総額は15億7,817万7,399円、前年度比較3.0%の増。3の歳入歳出差引額は1億5,128万8,027円となっております。なお、この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を8,000万円とさせていただきます。なお、被保険者数は年度平均2,783人、前年度比較211人の減、被保険者1人当たりの医療費は40万5,524円となっております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。208、209ページをお開きください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税につきましては、予算現額2億8,992万6,000円に対しまして、収入済額2億

9,159万6,758円、前年度比較3.4%の増となりました。前年度に比べて増となりましたのは、保険税率を改定させていただきましたことが主な要因でございます。しかしながら、被保険者数の減少もございまして流動的な状況でございます。

なお、収納率につきましては、現年度分が94.61%で、前年度比較0.77ポイントの減。滞納繰越分が23.84%で、前年度比較2.14ポイントの減となりましたが、全体では84.56%で前年並みのこととなっております。今後もさらなる収納率の向上に努めたいと思っております。不納欠損額は179万8,900円、36人、43件分。収入未済額は5,143万9,868円、272人、3,581件分となっております。なお、不納欠損の内訳でございますが、5年経過した消滅時効によるものが23人、26件。何らかの理由により執行停止によって3年経過したものが10人、15件。死亡や行方不明で徴収することができないことが明らかであることの即時消滅が1人、2件となっております。なお、現在までの滞納繰越分の収納状況では、平成30年8月末までに472万円を収納いたしております。年度末の資格証の発行は20世帯、短期証の発行は26世帯となります。なお、1人当たりの保険税調定額は10万6,317円でございます。

次の210、211ページをお開きください。款の3、国庫支出金につきましては、予算現額2億5,957万6,000円、収入済額2億9,222万8,963円で、前年度比較5.5%の減となりました。主なものは療養給付費に係る負担金や、市町村の財政力格差を調整するために交付される財政調整交付金となります。

次に款の4、療養給付費交付金につきましては、予算現額1,628万4,000円、収入済額1,492万7,000円、前年度比較63.1%の減となっております。これは退職被保険者の医療費に対する交付金や後期高齢者支援金、前期高齢者納付金相当額を超えた額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。前年度に比べまして大幅に退職被保険者が減少しております。昨年度末に81人であったものが、今年度末で33人まで減っておりますことが要因でございます。

最下段、款の5、前期高齢者交付金につきましては、次のページにわたりますが、予算現額4億6,141万3,000円、収入済額4億6,166万9,541円、前年

度比較13.5%の増となっております。これは65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者間で財政調整を行う交付金でございまして、加入割合によって社会保険診療報酬支払基金から交付されております。

次のページをお願いいたします。款の6、県支出金につきましては、予算現額6,017万7,000円、収入済額8,807万4,888円、前年度比較8.0%の増となっております。主なものは、高額医療費に係る負担金や市町村の財政力格差を調整するために交付される財政調整交付金でございます。

款の7、共同事業交付金につきましては、予算現額3億658万3,000円、収入済額3億658万2,533円で、前年度比較14.1%の減となっております。これは一定額を超える高額医療費が発生した場合に交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。款の9、繰入金につきましては、予算現額1億1,908万円、収入済額1億738万3,148円で、前年度比較0.8%の減となっております。繰入金には、国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金4,810万3,176円が充当されております。節の1から4までは、法定繰入金基準に基づき、一般会計から繰り入れた交付税措置されている法定分が9,738万3,148円でございます。節の5は、国保会計の不足分を一般会計から補っている法定外繰り入れ分で1,000万円でございます。

款の10、平成28年度からの繰越金は、予算現額1億5,910万6,000円、収入済額1億5,910万6,459円となりました。一昨年度、保険給付費の増収による財源不足の見込みに対し、補正でお認めいただいた県からの貸付金の5,000万円が含まれております。

款の11、諸収入につきましては、予算現額719万9,000円、収入済額763万4,336円となっております。主なものは、項の1、延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金と、次のページをお願いいたします、項の4、雑入の第三者行為による納付金になります。これは、4人、5件分となります。

歳入合計欄をごらんください。収入済額17億2,946万5,426円となりました。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款の1、総務費につきましては、予算現額3,338万5,498円、支出済額は3,117万6,980円となっております。支出の主なものは、職員3名分の人件費、レセプト点検員等2名

分の賃金、被保険者証の発行に係る郵送料など、一般管理的な事務経費、システムに関する経費となります。次のページにわたりますが、収納対策員1名の報酬と国保運営協議会費、4回分の委員報酬などがございます。

中段の款の2、保険給付費につきましては、予算現額10億484万8,000円、支出済額9億6,022万1,643円、前年度比較1.8%の減となっております。平成27年度に10億円超えの過去最高額を記録したところでございますが、平成28年度につきましては、被保険者数は減っているものの、被保険者の高齢化が進んでいることや、医療技術の高度化により依然として高額なところで推移しておりました。また、平成29年度はこの同じ状況の横ばいの状況でございます。この保険給付費でございますが、被保険者1人当たりの医療費は、先ほど申し上げましたとおり40万5,524円となっており、過去最高額を呈しております。次のページにわたりますが、最下段、項の2、高額療養費は、支出済額1億2,021万9,645円と、昨年度同様高額で推移いたしております。次のページをお願いいたします。下段になります。項の4、出産育児一時金につきましては6件でございます。項の5、葬祭諸費につきましては1件5万円、12件分でございます。

また、次のページにわたりますが、款の3、後期高齢者支援金等につきましては、予算現額1億6,008万4,000円、支出済額1億5,961万2,853円で、前年度比較1.9%の減となっております。これは、後期高齢者医療制度の保険給付費等に充てるため、各保険者が加入者数に応じて負担するものでございます。社会保険診療報酬支払基金に支払ったものでございます。

次のページをお願いいたします。款の4、前期高齢者納付金等につきましては、予算現額61万5,000円、支出済額59万1,876円となっております。これは前期高齢者が国民健康保険に多く加入していることによる負担の不均衡を調整する仕組みとして、前期高齢者の給付費等を各医療保険者が加入者数に応じて負担するものでございます。なお、本来納める必要のない保険者につきましても調整分と事務費拠出金は納付することになっております。

次の款の5、老人保健拠出金でございます。予算現額1万円、支出済額3,332円となりました。後期高齢者医療制度の前の老人保健制度のときの清算

金となります。こちらのほうが最終年度となります。

款の6、介護納付金につきましては、予算現額7,000万円、支出済額6,249万6,282円となっております。これは、介護保険の2号被保険者の人数に1人当たりの介護納付金の負担額で法令に基づき算出されるものでございます。

次のページにわたりますが、款の7、共同事業拠出金につきましては、予算現額2億8,110万1,000円、支出済額2億7,923万8,622円、前年度比較4.8%の減となっております。これは、高額な医療費の発生によりまして、保険者の財政運営が不安定なことを緩和するために、各市町村が負担し合う共同安定化事業拠出金でございます。平成29年度が最終年度となります。

次の226ページ、227ページをごらんください。中段でございます。款の8、保健事業費につきましては、予算現額1,400万9,000円、支出済額1,201万420円でございます。特定健康診査・特定保健指導に関する費用や医療費通知の発行などに関する経費でございます。40歳から74歳となる被保険者の特定健診の法定報告におきましては、対象人数は2,283人、受診者数は前年度比較、やや減少し、611人、受診率は26.7%でございます。特定保健指導の対象者は、積極的指導13人、動機づけ指導82人ございましたが、参加者は47人となりました。そのほか、人間ドックの補助金、1件2万円につきましては受診者70人にお支払いいたしております。最下段の補正予算でお認めいただきました国保ヘルスアップ事業でございますが、次のページをお願いいたします。平成30年度から本格化する保険者努力支援制度に係る事業を前倒し施策したものでございます。説明欄をごらんください。支出の主なものといたしましては、データヘルス計画策定支援委託料でございます。これは、平成30年度から35年度のデータヘルス計画を策定するための委託経費でございます。このデータヘルス計画は、松田町の国民健康保険被保険者のレセプト、健診情報等のデータを分析いたしまして、それに基づく被保険者の健康保持・増進のための事業計画となりました。保健事業をPDCAサイクルで効果的、効率的に実施し、被保険者の健康改善と医療費適正化を目指すものでございます。この計画の策定に加えまして、糖尿病性腎症重症化予防事業、地域包括ケアシステム推進事業、早期介入保健指導事業に着手いたしました。

款の9、基金積立金につきましては、予算現額5,000万1,000円、支出済額5,000万円でございます。平成28年度末に借り入れました県からの貸付金5,000万円を積み立て、平成30年度からの国民健康保険事業及び国民健康保険診療所事業財政調整基金への償還の原資とさせていただくことといたしました。前年度末の基金現在高は8,525万6,014円でございます。

最下段の款の11、諸支出金につきましては、予算現額2,306万3,000円、支出済額2,282万5,391円となっております。保険税の還付金のほか、次のページにわたりますが、特定財源の精算、返還に関する支出でございます。

款の12、予備費につきましては、一般管理経費、収納対策費の共済費に充用いたしました。

歳出合計欄をごらんください。支出済額15億7,817万7,399円となりました。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 平成29年度の国民健康保険事業、実質収支に関する調書を見ますと、実質収支額1億5,100万円というですね、すばらしい決算の結果になっていると思います。この決算を踏まえまして、ここです、実質収支に関する調書の6番で基金繰入額8,000万円とございます。この8,000万円をですね、国保財政調整基金のほうに積み立てをされるというふうに思います。それらを踏まえまして、来年度以降のですね、松田町の国民健康保険の保険料の動向についてどういうふうに考えるのか。この8,000万は、予算のほうで積み立てました5,000万円は県からの貸付金の返済等に充てる財源として今後使われるという説明がありました。基金繰入額の8,000万円の今後の想定、保険医療費等が急騰した場合にですね、目的とするのか。国民健康保険が平成30年度から県のはずいぶん、一括の対象となったこと等を踏まえて、松田町の国民健康保険料の動向をどう考えるのか。その2点についてお伺いをしたいと思います。

参事兼町民課長 ただいまの井上議員の御質問にお答えさせていただきます。松田町国民健康保険事業及び松田町国民健康保険診療所事業財政調整基金というところに積み立てをするものでございます。実は、この基金でございますが、平成18年

度末に2つの基金を合体させたものでございます。実は、そのころ、国保会計のほうは赤字続きでございまして、実際その黒字であった診療所のほうからの基金のほうを、そのまま財源とさせていただいた時期がございまして、その後も診療所のほうで少しずつ積み立てのほうを行っていただきまして、実質のところ、診療所の会計の部分の基金の部分としては、8,800万を上回る金額の積み立てができています。ちょっと診療所のことも含めてお話しさせていただきたいんですが、診療所のほうの施設のほうもここで30年たっております。大型備品であるとか、医療機器であるとかの買いかえの部分のところもございまして、そちらのほうの積み立てのほうも考えておかなければなりませんので、余りそちらのほうには手をつけないでございかなというのが私の私見でございます。

なお、ここで8,000万円積み立てさせていただきましたけれど、2つ目の御質問のほうともかかわってまいりますが、平成30年度から国民健康保険制度自体が県域の制度となりました。それに基づきまして、財政の安定化が図られておりますので、納付金制度に入ったことは皆様御存じのことだと思います。その納付金につきましても激変緩和が図られているということもお話しさせていただいたところでございます。ただし、そのかかった医療費にかかりましては翌年度精算的な部分のところが入ってきますので、お金が足らなかった場合、そちらのほうでお支払いをしなければならないという、いわゆる後期高齢者と同じような制度になったと思っただけであればよろしいかと思っております。

あと、県のほうで標準税率という、標準賦課方式というものの定めがございまして、松田町は、資産割を含めた4方式を今取り入れているところでございますが、県のほうの示す賦課方式は3方式でございまして、いずれ、以前から割と皆様が話題にさせていただいているかと思っておりますが、資産割をじゃあ今後どうしていくのかというところのお話もあるかと思っておりますが、ここで積み立てました基金のほうは、そちらの資産割のほうを激変緩和させていただきながら4方式を3方式に移していくというところの財源のほうに充てられるといいかなというふうには思っております。このことに関しまして、理事者

のほうとお話しさせていただき、また、運営協議会のほうにも諮りまして、また皆様のほうに御相談をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。やはり県への納付金方式に変わるということに伴って3方式、4方式から3方式に変わる。その部分の資産割がなくなるということで、やはりさまざまな階層の保険料徴収の負担が大きくなるようにということで、その8,000万円使いたいという担当課長のお考えということで、そういった方向でぜひですね、進めていっていただければというふうに考えます。

今の説明の中でですね、ちょっと1点、8,800万円、基金のですね、国保事業及び国保診療所事業財政調整基金の中で、8,800万円は診療所の分だというふうな説明があったかと思います。確認ですけれども、その8,800万円は本来、国保診療所は国保会計が赤字のときに財源補填をしたので、そこで今までは別々の基金だったというふうに私、覚えてはいますが、その基金を合体したことによって国保診療所分を食い尽くしてしまったと。それが該当するのは8,800万円だというふうな理解で、今現在はこの決算のですね、調書、財産のほうの調書によりますと8,525万6,000円が29年度末の残高となっていると。ただその8,500万円のうち今、8,800万円で、8,800万円足りない、満たない残額が載っていますけれども、8,800万円はやはりその国保診療所の分の基金があると。それを今後、施設整備等も含めた中で、確保した中で、ここに8,500万円にさらに8,000万円が加わって1億6,500万円となるんですけれども、その8,800万円は確保をしていきたいという担当課長のお考えだということでしょうか。

参事兼町民課長 微細での御解説ありがとうございました。実際のところ、国保会計のほうで診療所のほうから使っているのが約6,700万円いただいているところでございます。以上でございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。そういった形でですね、今後とも適切な国保会計の運営をですね、進めていってほしいということで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議

長 ほかに。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。